

沼津市コミュニティ施設未整備地域支援事業補助金交付要綱

昭和62年11月27日

告示第79号

(目的)

第1条 市長は、コミュニティ活動を促進するため、コミュニティ施設が整備されていない地域のコミュニティ組織が既存の集会施設を利用する場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ施設 地区センター、公民館その他市長が適当と認めた施設をいう。
- (2) コミュニティ組織 地域住民の連帯意識と生活文化の向上を積極的に増進することを目的として、一定地域（原則として中学校区の単位をいう。）の住民により、自主的に結成された組織で、市長が適当と認めたものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 地域の中心的位置にあり、コミュニティ活動の拠点となる集会施設の借上料及び当該施設使用に係る光熱水費等の維持管理費
- (2) コミュニティ活動に必要な備品購入費（補助金の交付を受けて購入した備品を処分し、新たに購入する場合にあっては、処分しようとする備品が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数を経過している場合に限る。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象費の一部を助成するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。